

2026. 2

(議案第35号～議案第55号)

令和8年度

予 算 書

い わ き 市



# 目 次

議案第 35 号	令和8年度いわき市一般会計予算	7 頁
議案第 36 号	令和8年度いわき市国民健康保険事業特別会計予算	23 頁
議案第 37 号	令和8年度いわき市後期高齢者医療特別会計予算	31 頁
議案第 38 号	令和8年度いわき市介護保険特別会計予算	35 頁
議案第 39 号	令和8年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	39 頁
議案第 40 号	令和8年度いわき市土地区画整理事業特別会計予算	43 頁
議案第 41 号	令和8年度いわき市卸売市場事業特別会計予算	49 頁
議案第 42 号	令和8年度いわき市競輪事業特別会計予算	55 頁
議案第 43 号	令和8年度いわき市温泉給湯事業特別会計予算	59 頁
議案第 44 号	令和8年度いわき市川部財産区特別会計予算	65 頁
議案第 45 号	令和8年度いわき市常磐湯本財産区特別会計予算	69 頁
議案第 46 号	令和8年度いわき市磐崎財産区特別会計予算	73 頁
議案第 47 号	令和8年度いわき市澤渡財産区特別会計予算	77 頁
議案第 48 号	令和8年度いわき市田人財産区特別会計予算	81 頁
議案第 49 号	令和8年度いわき市川前財産区特別会計予算	85 頁
議案第 50 号	令和8年度いわき市水道事業会計予算	91 頁
議案第 51 号	令和8年度いわき市工業用水道事業会計予算	97 頁
議案第 52 号	令和8年度いわき市病院事業会計予算	101 頁
議案第 53 号	令和8年度いわき市下水道事業会計予算	105 頁
議案第 54 号	令和8年度いわき市地域汚水処理事業会計予算	111 頁
議案第 55 号	令和8年度いわき市農業集落排水事業会計予算	115 頁



# 一 般 会 計



## 令和8年度いわき市一般会計予算

令和8年度いわき市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ159,490,126千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、17,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		54,100,595
	1 市民税	21,035,040
	2 固定資産税	23,076,708
	3 軽自動車税	1,052,136
	4 市たばこ税	2,789,278
	5 鉱産税	1
	6 入湯税	84,017
	7 都市計画税	3,600,822
	8 事業所税	2,462,593
2 地方譲与税		1,432,393
	1 地方揮発油譲与税	233,766
	2 自動車重量譲与税	887,991
	3 特別とん譲与税	77,766
	4 森林環境譲与税	232,870
3 利子割交付金		130,813
	1 利子割交付金	130,813
4 配当割交付金		285,009
	1 配当割交付金	285,009
5 株式等譲渡所得割交付金		338,551
	1 株式等譲渡所得割交付金	338,551
6 法人事業税交付金		846,882
	1 法人事業税交付金	846,882
7 地方消費税交付金		10,578,121

(単位 千円)

款	項	金額
	1 地方消費税交付金	10,578,121
8 ゴルフ場利用税交付金		121,529
	1 ゴルフ場利用税交付金	121,529
9 環境性能割交付金		11,952
	1 環境性能割交付金	11,952
10 地方特例交付金		492,750
	1 地方特例交付金	492,360
	2 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交 付金	390
11 地方交付税		22,047,693
	1 地方交付税	22,047,693
12 交通安全対策特別交付金		39,000
	1 交通安全対策特別交付金	39,000
13 分担金及び負担金		621,418
	1 分担金	4,513
	2 負担金	616,905
14 使用料及び手数料		2,453,607
	1 使用料	1,903,194
	2 手数料	550,413
15 国庫支出金		28,146,105
	1 国庫負担金	21,534,839
	2 国庫補助金	6,537,301

(単位 千円)

款	項	金額
	3 国庫委託金	73,965
16 県支出金		11,762,941
	1 県負担金	6,954,599
	2 県補助金	4,043,732
	3 県委託金	764,610
17 財産収入		762,714
	1 財産運用収入	516,552
	2 財産売却収入	246,162
18 寄附金		1,338,442
	1 寄附金	1,338,442
19 繰入金		11,137,074
	1 特別会計繰入金	172,441
	2 基金繰入金	10,964,633
20 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
21 諸収入		4,564,137
	1 延滞金、加算金及び過料	44,947
	2 市預金利子	30,286
	3 貸付金元利収入	1,743,892
	4 受託事業収入	165,687
	5 収益事業収入	300,000
	6 雑入	2,279,325
22 市債		7,278,400

(単位 千円)

款	項	金額
	1 市債	7,278,400
歳入	合計	159,490,126

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		696,069
	1 議会費	696,069
2 総務費		19,201,866
	1 総務管理費	16,420,021
	2 徴税費	1,462,957
	3 戸籍住民基本台帳費	946,644
	4 選挙費	202,131
	5 統計調査費	66,520
	6 監査委員費	103,593
3 民生費		63,296,049
	1 社会福祉費	31,227,048
	2 児童福祉費	23,495,165
	3 生活保護費	8,335,977
	4 災害救助費	237,859
4 衛生費		17,899,473
	1 保健衛生費	9,704,853
	2 清掃費	6,217,339
	3 上水道費	1,977,281
5 労働費		119,310
	1 労働諸費	119,310
6 農林水産業費		3,586,775
	1 農業費	2,210,192
	2 林業費	1,037,590

(単位 千円)

款	項	金額
	3 水産業費	338,993
7 商工費		4,910,030
	1 商工費	4,910,030
8 土木費		17,898,376
	1 土木管理費	584,630
	2 道路橋りょう費	4,131,977
	3 河川費	761,314
	4 港湾費	60,248
	5 都市計画費	8,278,139
	6 住宅費	4,082,068
9 消防費		5,159,353
	1 消防費	5,159,353
10 教育費		13,946,682
	1 教育総務費	4,613,294
	2 小学校費	1,102,796
	3 中学校費	890,990
	4 幼稚園費	395,470
	5 社会教育費	2,885,314
	6 保健体育費	4,058,818
11 災害復旧費		31,295
	1 厚生労働施設災害復旧費	10
	2 農林水産業施設災害復旧費	40
	3 公共土木施設災害復旧費	31,215

(単位 千円)

款	項	金額		
	4 文教施設災害復旧費	20		
	5 その他公共施設・公用施設 災害復旧費	10		
12 公債費		12,244,848		
	1 公債費	12,244,848		
13 予備費		500,000		
	1 予備費	500,000		
歳	出	合	計	159,490,126

## 第2表 継 続 費

(新 規)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎南側排水管路 改修事業	51,777	令和8年度	20,710
				令和9年度	31,067
		(仮称)常磐地区 交流拠点施設整備事業	70,719	令和8年度	45,166
				令和9年度	25,553
4 衛生費	2 清掃費	南部清掃センター 発電機監視盤 改修事業	27,973	令和8年度	8,390
				令和9年度	19,583
		生活排水処理施設 再編事業	1,054,548	令和8年度	421,819
				令和9年度	632,729
8 土木費	2 道路橋りょう費	牛沼1号線整備事業	49,000	令和8年度	29,000
				令和9年度	20,000
	5 都市計画費	内郷駅跨線人道橋 整備事業	1,891,745	令和8年度	41,756
				令和9年度	628,556
				令和10年度	561,287
				令和11年度	660,146
島ポンプ場 雨水ポンプ設備改築 (機械・電気)事業	135,200	令和8年度	40,560		
		令和9年度	94,640		
9 消防費	1 消防費	遠野分遣所車庫改築事業	77,286	令和8年度	46,370
				令和9年度	30,916

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
10 教育費	1 教育総務費	四倉地区交流・防災拠点施設整備事業	71,379	千円	千円	
				令和8年度	54,813	
					令和9年度	16,566
	4 幼稚園費	湯本第三幼稚園解体事業	86,614	令和8年度	34,640	
				令和9年度	51,974	
	5 社会教育費	美術館長寿命化事業	41,032	令和8年度	16,413	
				令和9年度	24,619	
	6 保健体育費	平テニスコート照明設備設置事業	88,924	令和8年度	35,570	
				令和9年度	53,354	
		体育施設ストック最適化事業	99,660	令和8年度	51,260	
令和9年度				26,400		
		令和10年度	22,000			

### 第3表 債務負担行為

(新規)

	事 項	期 間	限 度 額
1	工場等立地奨励金 (令和8年度交付決定分)	自 令和8年度 至 令和11年度	176,450千円
2	公共施設等敷地賃借料 (令和8年度設定分)	自 令和8年度 至 令和10年度	4,730千円

## 第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
脱炭素化推進事業	千円 694,300	1 借入先 政府、県、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、県については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
デジタル活用推進事業	34,200			
社会福祉施設整備事業	344,000			
一般補助施設整備等事業	6,300			
公共施設等適正管理推進事業	806,900			
こども・子育て支援事業	48,700			
防災基盤整備事業	8,300			
一般廃棄物処理事業	509,800			
農業農村整備事業	146,900			
林道整備事業	46,200			
地域活性化事業	9,300			
排水路整備事業	550,500			
辺地対策事業	55,000			
道路整備事業	445,600			
地方道路等整備事業	215,000			
自然災害防止事業	83,400			
公営住宅建設事業	867,500			
都市計画事業	350,200			
消防施設整備事業	681,100			
防災施設整備事業	20,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	千円 170,900			
上水道出資債	1,184,000			
計	7,278,400			

# 特 別 会 計



## 令和8年度いわき市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度いわき市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,401,097千円、直診勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,717千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之



第1表 歳入歳出予算  
事業勘定  
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		4,365,124
	1 国民健康保険税	4,365,124
2 使用料及び手数料		3,552
	1 手数料	3,552
3 国庫支出金		10,760
	1 国庫補助金	10,760
4 県支出金		20,174,215
	1 県補助金	20,174,215
5 財産収入		3,089
	1 財産運用収入	3,089
6 繰入金		2,796,774
	1 他会計繰入金	2,596,774
	2 基金繰入金	200,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		47,582
	1 延滞金、加算金及び過料	25,642
	2 市預金利子	1
	3 雑入	21,939
歳入	合計	27,401,097

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		384,956
	1 総務管理費	198,705
	2 徴税費	138,190
	3 運営協議会費	790
	4 国民健康保険医療費適正化 特別対策事業費	47,271
2 保険給付費		20,015,598
	1 療養諸費	17,303,613
	2 高額療養費	2,633,312
	3 出産育児諸費	54,023
	4 葬祭諸費	22,650
	5 移送費	1,000
	6 傷病手当金	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		6,388,272
	1 医療給付費分	4,141,286
	2 後期高齢者支援金等分	1,624,570
	3 介護納付金分	476,180
	4 子ども・子育て支援納付金 分	146,236
4 保健事業費		364,720
	1 特定健康診査等事業費	261,990
	2 保健事業費	102,730
5 基金積立金		3,089

(単位 千円)

款	項	金額		
	1 基金積立金	3,089		
6 諸支出金		44,462		
	1 償還金及び還付加算金	35,939		
	2 延滞金	1		
	3 繰出金	8,522		
7 予備費		200,000		
	1 予備費	200,000		
歳	出	合	計	27,401,097



直 診 勘 定  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 診療収入		14,784
	1 外来収入	13,629
	2 その他の診療収入	1,155
2 使用料及び手数料		68
	1 手数料	68
3 繰入金		38,697
	1 他会計繰入金	30,175
	2 事業勘定繰入金	8,522
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		167
	1 市預金利子	1
	2 雑入	166
歳 入	合 計	53,717

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		44,415
	1 施設管理費	44,415
2 医業費		8,958
	1 医業費	8,958
3 諸支出金		1
	1 償還金	1
4 公債費		43
	1 公債費	43
5 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	53,717

## 令和8年度いわき市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度いわき市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,658,203千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		4,170,711
	1 後期高齢者医療保険料	4,170,711
2 使用料及び手数料		558
	1 手数料	558
3 国庫支出金		7,480
	1 国庫補助金	7,480
4 繰入金		1,461,628
	1 他会計繰入金	1,461,628
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		17,825
	1 延滞金、加算金及び過料	533
	2 償還金及び還付加算金	17,172
	3 市預金利子	1
	4 雑入	119
歳 入 合 計		5,658,203

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		141,462
	1 総務管理費	112,644
	2 徴収費	28,818
2 後期高齢者医療広域連合納 付金		5,499,563
	1 後期高齢者医療広域連合納 付金	5,499,563
3 諸支出金		17,178
	1 償還金及び還付加算金	17,178
歳 出	合 計	5,658,203

## 令和8年度いわき市介護保険特別会計予算

令和8年度いわき市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,155,724千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 保険料		7,170,388
	1 介護保険料	7,170,388
2 使用料及び手数料		850
	1 手数料	850
3 国庫支出金		7,464,662
	1 国庫負担金	5,866,353
	2 国庫補助金	1,598,309
4 支払基金交付金		8,934,088
	1 支払基金交付金	8,934,088
5 県支出金		4,711,972
	1 県負担金	4,557,043
	2 県補助金	154,929
6 財産収入		4,105
	1 財産運用収入	4,105
7 繰入金		5,843,315
	1 一般会計繰入金	5,168,461
	2 基金繰入金	674,854
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		26,343
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	26,340
歳 入	合 計	34,155,724

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		648,005
	1 総務管理費	194,099
	2 徴収費	47,673
	3 要介護認定等費	403,428
	4 趣旨普及費	2,805
2 保険給付費		32,101,305
	1 介護サービス等諸費	31,211,958
	2 高額介護サービス等費	853,999
	3 諸費	35,348
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		1,128,281
	1 包括的支援等事業費	207,431
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費	917,007
	3 諸費	3,843
5 基金積立金		4,105
	1 基金積立金	4,105
6 諸支出金		174,027
	1 償還金及び還付加算金	13,020
	2 繰出金	161,007
7 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出	合 計	34,155,724

## 令和8年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和8年度いわき市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ203,989千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		2,189
	1 一般会計繰入金	2,189
2 繰越金		106,361
	1 繰越金	106,361
3 諸収入		95,439
	1 貸付金元利収入	95,436
	2 市預金利子	1
	3 雑入	2
歳 入	合 計	203,989

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付 事業費		172,235
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付 事業費	172,235
2 公債費		31,754
	1 公債費	31,754
歳 出	合 計	203,989

## 令和8年度いわき市土地区画整理事業特別会計予算

令和8年度いわき市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,327,584千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		457,800
	1 国庫補助金	457,800
2 繰入金		1,099,654
	1 他会計繰入金	1,099,654
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		272,929
	1 保留地処分金	272,907
	2 土地区画清算金	6
	3 市預金利子	1
	4 雑入	15
5 市債		497,200
	1 市債	497,200
歳 入 合 計		2,327,584

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理費		1,777,567
	1 総務管理費	85,345
	2 事業費	1,692,222
2 公債費		549,917
	1 公債費	549,917
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	2,327,584

## 第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
勿来錦第一土地区画整理事業	千円 199,100	1 借入先 政府、県、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、県については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
湯本駅周辺土地区画整理事業	298,100			
計	497,200			



## 令和8年度いわき市卸売市場事業特別会計予算

令和8年度いわき市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ816,961千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内田 広之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		191,316
	1 使用料	191,316
2 繰入金		89,102
	1 他会計繰入金	89,102
3 諸収入		152,743
	1 市預金利子	1
	2 雑入	152,742
4 市債		383,800
	1 市債	383,800
歳 入	合 計	816,961

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 卸売市場費		791,052
	1 卸売市場費	791,052
2 公債費		25,409
	1 公債費	25,409
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳	出	合 計
		816,961

## 第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	千円 383,800	1 借入先 政府、県、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、県については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	383,800			



## 令和8年度いわき市競輪事業特別会計予算

令和8年度いわき市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,682,495千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 競輪事業収入		60,494,546
	1 競輪事業収入	60,494,546
2 財産収入		14,264
	1 財産運用収入	14,264
3 繰入金		383,952
	1 基金繰入金	383,952
4 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000
5 諸収入		1,089,733
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1,089,732
歳 入 合 計		62,682,495

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 競輪事業費		62,182,494
	1 競輪総務費	4,043,863
	2 競輪開催費	58,138,631
2 諸支出金		1
	1 地方公共団体金融機構納付 金	1
3 繰出金		300,000
	1 他会計繰出金	300,000
4 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出	合 計	62,682,495

## 令和8年度いわき市温泉給湯事業特別会計予算

令和8年度いわき市の温泉給湯事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ215,193千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業収入		81,022
	1 使用料	81,019
	2 手数料	3
2 財産収入		148
	1 財産運用収入	148
3 繰入金		128,159
	1 基金繰入金	35,136
	2 一般会計繰入金	93,023
4 繰越金		5,782
	1 繰越金	5,782
5 諸収入		82
	1 市預金利子	1
	2 雑入	81
歳 入	合 計	215,193

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 温泉給湯事業費		210,193
	1 給湯事業費	200,749
	2 浴場事業費	9,444
2 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	215,193

## 第2表 継 続 費

(新 規)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1	温 泉 給 湯 事 業 費	1 給湯事業費	第 5 配湯所等配湯機器 整 備 事 業	千円	千円
				51,403	令和8年度
				令和9年度	30,841



## 令和8年度いわき市川部財産区特別会計予算

令和8年度いわき市の川部財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ512千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月19日提出

いわき市川部財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		415
	1 財産運用収入	413
	2 財産売払収入	2
2 繰入金		74
	1 基金繰入金	74
3 繰越金		21
	1 繰越金	21
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	512

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		285
	1 管理会費	285
2 財産費		207
	1 財産管理費	207
3 予備費		20
	1 予備費	20
歳 出	合 計	512

## 令和8年度いわき市常磐湯本財産区特別会計予算

令和8年度いわき市の常磐湯本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,387千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月19日提出

いわき市常磐湯本財産区管理者

いわき市長 内田 広之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		4,251
	1 財産運用収入	4,248
	2 財産売払収入	2
	3 手数料	1
2 繰入金		13,133
	1 基金繰入金	13,133
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	17,387

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		472
	1 管理会費	472
2 財産費		14,915
	1 財産管理費	14,915
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	17,387

## 令和8年度いわき市磐崎財産区特別会計予算

令和8年度いわき市の磐崎財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,272千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月19日提出

いわき市磐崎財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		2,479
	1 財産運用収入	1,580
	2 財産売払収入	899
2 繰入金		6,774
	1 基金繰入金	6,774
3 繰越金		17
	1 繰越金	17
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	9,272

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		646
	1 管理会費	646
2 財産費		8,586
	1 財産管理費	8,586
3 予備費		40
	1 予備費	40
歳 出	合 計	9,272

## 令和8年度いわき市澤渡財産区特別会計予算

令和8年度いわき市の澤渡財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,428千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月19日提出

いわき市澤渡財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		5,291
	1 財産運用収入	5,289
	2 財産売払収入	2
2 繰越金		136
	1 繰越金	136
3 諸収入		1
	1 預金利子	1
歳 入	合 計	5,428

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		1,168
	1 管理会費	1,168
2 財産費		4,110
	1 財産管理費	4,110
3 予備費		150
	1 予備費	150
歳 出	合 計	5,428

## 令和8年度いわき市田人財産区特別会計予算

令和8年度いわき市の田人財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,302千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月19日提出

いわき市田人財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		326
	1 財産運用収入	324
	2 財産売払収入	2
2 繰入金		2,025
	1 基金繰入金	2,025
3 繰越金		949
	1 繰越金	949
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	3,302

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		715
	1 管理会費	715
2 財産費		2,537
	1 財産管理費	2,537
3 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出	合 計	3,302

## 令和8年度いわき市川前財産区特別会計予算

令和8年度いわき市の川前財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月19日提出

いわき市川前財産区管理者

いわき市長 内 田 広 之



# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		10,286
	1 財産運用収入	10,284
	2 財産売払収入	2
2 繰越金		41
	1 繰越金	41
3 諸収入		4,727
	1 預金利子	1
	2 受託事業収入	4,725
	3 雑入	1
歳 入	合 計	15,054

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 管理会費		728
	1 管理会費	728
2 財産費		14,226
	1 財産管理費	9,450
	2 受託事業費	4,776
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	15,054

# 企 業 会 計



## 令和8年度いわき市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度いわき市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

### 1 水 道 事 業

(1) 給 水 件 数	146,562件
(2) 年 間 総 給 水 量	33,110,413m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	90,713m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 基 幹 浄 水 場 連 絡 管 整 備 事 業	1,112,338千円
イ 老 朽 管 更 新 事 業	3,900,035千円
ウ 災 害 対 策 事 業	889,306千円

### 2 簡 易 水 道 事 業

(1) 給 水 件 数	1,655件
(2) 年 間 総 給 水 量	381,660m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	1,046m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 災 害 対 策 事 業	128,723千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	9,280,227千円
第1項 営業収益	8,127,790千円
第2項 営業外収益	1,152,427千円
第3項 特別利益	10千円
第2款 簡易水道事業収益	207,959千円
第1項 営業収益	87,390千円
第2項 営業外収益	120,569千円

	支	出
第1款 水道事業費用		9,271,223千円
第1項 営業費用		8,895,398千円
第2項 営業外費用		325,815千円
第3項 特別損失		10千円
第4項 予備費		50,000千円
第2款 簡易水道事業費用		322,613千円
第1項 営業費用		310,848千円
第2項 営業外費用		1,765千円
第3項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,032,135千円は、過年度分損益勘定留保資金3,483,048千円、当年度分損益勘定留保資金2,122,402千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額426,685千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入		4,754,038千円
第1項 企業債		3,057,300千円
第2項 工事負担金		275,482千円
第3項 水道整備負担金		110千円
第4項 国庫補助金		146,127千円
第5項 他会計負担金		82,324千円
第6項 他会計出資金		1,192,695千円
第2款 簡易水道事業資本的収入		145,715千円
第1項 他会計出資金		145,715千円

	支	出
第1款 水道事業資本的支出		10,665,744千円
第1項 建設改良費		7,643,269千円
第2項 企業債償還金		1,952,475千円
第3項 投資		1,000,000千円
第4項 予備費		70,000千円

第2款 簡易水道事業資本的支出	266,144千円
第1項 建設改良費	195,659千円
第2項 企業債償還金	50,485千円
第3項 予備費	20,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	中部配水池 新設工事 (電気設備)	千円 298,000	8	千円 85,849
				9	144,787
				10	67,364
		老朽管更新事業 (令和8年度 設定分)	2,099,746	8	656,655
				9	1,443,091
		平浄水場外 テレメータ 設備改良工事	1,039,588	8	398,541
				9	377,256
				10	263,791
		平浄水場 非常用自家発電 設備新設事業	995,907	8	128,238
				9	104,852
				10	762,817

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 簡易水道事業 資本的支出	1 建設改良費	入遠野浄水場外 テレメータ 設備改良工事	千円 52,598	8	千円 8,250
				9	32,113
				10	12,235

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
耐震診断委託 (令和8年度設定分)	令和8年度から 令和9年度まで	38,500千円に物価変動等による 増減額を反映させた額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
基幹浄水場 連絡管 整備事業	千円 444,900	1 借入先 政府、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、企業財政の 都合により、起債額の 全部又は一部を翌年度 に繰延べて借り入れる ことができる。	3.5% 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金について は、その融資条件に より、銀行、その他 の場合には、その債 権者と協定するところ による。 ただし、企業財政 の都合により、据置 期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰 上償還又は低利に借 り換えることができ る。
老朽管 更新事業	2,361,700			
災害対策 事業	250,700			
計	3,057,300			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	1,452,496千円
(2) 交 際 費	150千円

(他会計からの補助金)

第11条 事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,977,281千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
土 地	平浄水場天日乾燥床増設用地	15,000 m <sup>2</sup>
器 具	ガスクロマトグラフ質量分析装置	1 式

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之



## 令和8年度いわき市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度いわき市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 工業用水道事業

(1) 給水件数	9件
(2) 年間総給水量	3,624,450m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	9,930m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		329,551千円
第1項 営業収益		218,914千円
第2項 営業外収益		110,636千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		276,671千円
第1項 営業費用		265,635千円
第2項 営業外費用		6,035千円
第3項 特別損失		1千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,289千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,299千円及び建設改良積立金14,990千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 工業用水道事業資本的収入	15,248千円
第1項 企 業 債	9,000千円
第2項 工 事 負 担 金	6,248千円
支 出	
第1款 工業用水道事業資本的支出	32,537千円
第1項 建 設 改 良 費	31,537千円
第2項 予 備 費	1,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 工業用水道事業資本的支出	1 建設改良費	赤井取水場 除塵機更新工事	千円 223,938	8	千円 12,265
				9	211,673

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設更新事業	千円 9,000	1 借入先 政府、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、企業財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 22,526千円

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之



## 令和8年度いわき市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度いわき市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	700床
(2) 年	間	患	者
	ア	入	院
			175,565人
	イ	外	来
			217,864人
(3) 一	日	平	均
	ア	入	院
			481人
	イ	外	来
			904人
(4) 主	要	な	建
	ア	有	形
		固	定
		資	産
		購	入
		事	業
			508,027千円
	イ	リ	ー
		ス	資
		産	購
		入	事
		業	
			141,978千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病	院	事
	業	収
	益	
		25,846,644千円
第1項 医	業	収
	益	
		21,592,000千円
第2項 医	業	外
	収	益
		4,080,815千円
第3項 看	護	専
	門	学
	校	収
	益	
		170,193千円
第4項 特	別	利
	益	
		3,636千円
	支	出
第1款 病	院	事
	業	費
	用	
		27,479,236千円
第1項 医	業	費
	用	
		26,186,133千円
第2項 医	業	外
	費	用
		1,075,880千円
第3項 看	護	専
	門	学
	校	費
	用	
		185,480千円
第4項 特	別	損
	失	
		1,743千円
第5項 予	備	費
		30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,422,917千円は、過年度分損益勘定留保資金1,421,592千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,325千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,939,277千円
第1項 企業債		508,000千円
第2項 出資金		4,803千円
第3項 負担金		1,359,230千円
第4項 他会計補助金		33,840千円
第5項 貸付金返還金		144千円
第6項 寄附金		33,259千円
第7項 基金繰入金		1千円
	支	出
第1款 資本的支出		3,362,194千円
第1項 建設改良費		653,789千円
第2項 企業債償還金		2,595,865千円
第3項 貸付金		69,024千円
第4項 その他資本的支出		33,516千円
第5項 予備費		10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器 整備事業	千円 508,000	1 借入先 政府、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、企業財政の 都合により、起債額の 全部又は一部を翌年度 に繰延べて借り入れる ことができる。	3.5% 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金について は、その融資条件に より、銀行、その他 の場合には、その債 権者と協定するところ による。 ただし、企業財政 の都合により、据置 期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰 上償還又は低利に借 り換えることができ る。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用と第2項医業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 12,346,640千円  
(2) 交 際 費 950千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、34,019千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,616,028千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械	インターネット系LAN環境更新	一 式
器 械	臨床検査情報システム	一 式
器 械	手術映像記録配信システム	一 式
器 械	X線透視撮影装置	1 台
器 械	電 動 ベ ッ ト	30 台

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

## 令和8年度いわき市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度いわき市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	81,324戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	24,106,835m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	66,046m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 管 渠 建 設 事 業	2,112,075千円
イ ポンプ場建設事業	1,260,731千円
ウ 処理場建設事業	411,009千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、資産減耗費中の東部浄化センター施設撤去費等196,300千円の財源に充てるため、企業債111,300千円を借り入れる。

	収	入
第1款 下水道事業収益		10,262,760千円
第1項 営業収益		6,861,916千円
第2項 営業外収益		3,400,843千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		9,874,170千円
第1項 営業費用		9,170,562千円
第2項 営業外費用		697,608千円
第3項 特別損失		1,000千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,967,315千円は、当年度分損益勘定留保資金3,136,726千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額158,615千円、繰越利益剰余金処分額658,108千円及び当年度利益剰余金処分額13,866千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		3,885,401千円
第1項 企業債		2,379,500千円
第2項 他会計出資金		589,826千円
第3項 他会計負担金		4,930千円
第4項 国庫補助金		887,200千円
第5項 県補助金		6,200千円
第6項 負担金等		17,745千円
	支	出
第1款 資本的支出		7,852,716千円
第1項 建設改良費		3,790,120千円
第2項 固定資産購入費		3,306千円
第3項 企業債償還金		4,058,290千円
第4項 予備費		1,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	新町前ポンプ場 雨水ポンプ設備 改築 No. 2 (機械・電気)事業	千円 440,000	8	千円 132,000
				9	308,000
		手摺ポンプ場雨水 除砂設備改築 (機械・電気)他事業	631,900	8	189,400
				9	442,500
		手摺ポンプ場 耐震耐水補強工事	170,000	8	51,000
				9	119,000
		手摺ポンプ場 耐震補強工事	86,700	8	26,000
				9	60,700
		北部浄化センター 雨水ポンプ設備 改築 No. 1 (機械・電気)事業	510,000	8	153,000
				9	153,000
				10	204,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗トイレ改造資金利子補給補助金（令和8年度貸付分）	令和8年度から令和12年度まで	借入期間中における融資残高につき約定利率により計算した利子相当額
水洗トイレ改造資金損失補償（令和8年度貸付分）	令和8年度から令和13年度まで	融資元本の最終償還期限後契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 建設事業	千円 2,219,500	1 借入先 政府、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、企業財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資 本 費 平準化債	160,000			
公営企業 施設等 整理債	111,300			
計	2,490,800			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 464,756千円

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金658,108千円及び当年度利益剰余金13,866千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減 債 積 立 金 671,974千円

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之



## 令和8年度いわき市地域汚水処理事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度いわき市地域汚水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	2,767戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	690,693m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	1,892m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 管 渠 建 設 事 業	3,378千円
イ 処 理 場 建 設 事 業	78,144千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 地域汚水処理事業収益	162,909千円	
第1項 営 業 収 益	100,790千円	
第2項 営 業 外 収 益	62,118千円	
第3項 特 別 利 益	1千円	
	支	出
第1款 地域汚水処理事業費用	227,595千円	
第1項 営 業 費 用	224,134千円	
第2項 営 業 外 費 用	2,451千円	
第3項 特 別 損 失	10千円	
第4項 予 備 費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,122千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,122千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		77,400千円
第1項 企業債		77,400千円
	支	出
第1款 資本的支出		82,522千円
第1項 建設改良費		81,522千円
第2項 予備費		1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域汚水 処理施設 建設事業	千円 77,400	1 借入先 政府、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、企業財政の 都合により、起債額の 全部又は一部を翌年度 に繰延べて借り入れる ことができる。	3.5% 以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金について は、その融資条件に より、銀行、その他 の場合には、その債 権者と協定するところ による。 ただし、企業財政 の都合により、据置 期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰 上償還又は低利に借 り換えることができ る。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款地域汚水処理事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之



## 令和8年度いわき市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度いわき市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	1,109戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	275,958m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	756m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 管 渠 建 設 事 業	40,583千円
イ 処 理 場 建 設 事 業	11,407千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 農業集落排水事業収益	332,179千円	
第1項 営業収益	67,151千円	
第2項 営業外収益	265,027千円	
第3項 特別利益	1千円	
	支	出
第1款 農業集落排水事業費用	333,042千円	
第1項 営業費用	304,687千円	
第2項 営業外費用	27,305千円	
第3項 特別損失	50千円	
第4項 予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額76,398千円は、過年度分損益勘定留保資金12,702千円及び当年度分損益勘定留保資金63,696千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		156,310千円
第1項 企業債		49,300千円
第2項 他会計出資金		105,760千円
第3項 分担金等		1,250千円
	支	出
第1款 資本的支出		232,708千円
第1項 建設改良費		51,990千円
第2項 企業債償還金		179,718千円
第3項 予備費		1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落 排水施設 建設改良 事業	千円 49,300	1 借入先 政府、銀行、その他 2 借入方法 証書借入又は証券発行 3 借入時期 令和8年度 ただし、企業財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之